

(1)

早く、援護を！

1972年12月28日発行 第5号
 韓国の原爆被害者を救援する市民の会 機関紙
 事務局
 〒565 吹田市桃山台3丁目36番5号
 TEL 068 (71) 3446
 振替口座 大阪 28307番

新しい年に

連帯を！寄金を！

会長 本吉 義宏

私たちが韓国人原爆と、会の二大目標である募金活動と政治解決への働きかけを進めてまいりました。こうした運動は、今回外務省が韓国被爆者の実態調査に動き出したことで、ある程度の成果をおさめつつあると信じております。

しかし、私たちの運動には、なお幾多の障害があることも認識しなければなりません。第一に、韓国では政府も一般市民も原爆問題に非常に関心が薄く、韓国被爆者の切ない訴えが国内で救援の炎に燃え上がることが期待できにくいことです。そのため、韓国原爆被害者援護協会の運営は困難をきわめ、これまでしばしば協会閉鎖寸前のピンチに迫込まれていました。「援護」協会はソウルに本部を置き、釜山など六支部がありますが、その実体は、援護される側つまり被爆者自身の団体であります。協会の会員たちは一人一人が、広島、長崎での被爆の証人であり、原爆の罪の告白者であり、二十七年間、怨念をもってなお明日への希望を抱いてきた人たちです。私

たちは、この援護協会員（登録六千三百名）つまり被爆者自身との連帯なしに救援活動はありえないと信じます。私たちは可能な限り援護協会を支援し、ともに被爆者の完全救済へまい進しなければなりません。

第二に、日本国内で当会以外にも、韓国被爆者救援に取り組む団体や個人は少なくありませんが、市民運動でもっとも大切なことは、目標達成まで「継続する」ことであり、私たちが一年前、第一次募金額として一千万円を設定しましたが、現在までに集ったのは、会計報告にもあるように三百余万円であり、これは目標の四分の一にすぎませんが、会員の皆さんの真心こもる浄財であります。この尊い寄金がこの一年間、日本政府をわずかながら動かし、韓国の援護協会の活動を助け、ひいては韓国被爆者に力ぞえをしてきたことはたしかです。そこで、この募金を新しい年につなぎ、第二次として運動発展のため継続することを世話人会で確認しました。目標額はとくに設定せず、従来通りだれもが個人単位の会員になり、その会費を積立てて運用する方式をとっていきたいと思います。ここに改めてご協力を呼びかける次第です。つぎに、韓国はじめ外国人被爆者の最終的な救済は民間の力だけでは到底及ばないことは明らかです。例えば、私たちの募金がか

に一億円集ったとしても、二万人といわれる韓国の被爆者全体の生活と医療を完全保障することは不可能であります。そこで韓国はじめ外国人被爆者の真の救済を達成し、原水爆を地上からなくすためには日韓のみならず広く海外にも世論を盛上げ、政治レベルで問題が解決されるよう働きかけねばなりません。

そのため、会員の一人一人が、また会報や種々のコミュニケーションを通じて多くの人たちもこの問題を知ってもらおうようお互いに努力したいと思えます。また当会として、政治

の場で救援が具体化されるまでの橋渡しとして韓国被爆者へ医薬品を送る運動なども進めてゆきたいものです。

一日も早く韓国被爆者を貧窮と病苦の淵から救うために、私たち市民がもつと力を結集し、政府をつき動かす、韓国被爆者の生活と医療両面で完全救済を実現しなければなりません。そのために、この市民の会が強い会に育たなければなりません。会員の皆さんのより深いご理解とご協力により、新しい年には一歩も二歩も前進を期したいと思います。

光に向って

—七二年の歩みと展望

編集部

長かったようで短い一年だった。募金のスタート、窓口一本化をめざしてヒロシマ集会、特別立法を示唆する大平外相発言：およそ韓国被爆者救援運動が取り組むべきすべての問題が、この一年間に出そろった感じがする。そして、辛泳洙会長の二度にわたる来日は、私たちの運動が韓国被爆者自身と連帯してゆく

韓国はじめ外国の被爆者と私たち日本人が、単に同情や償いのための協力でなく、ともに人間としての復権をこの手にするまで運動は続けられねばならぬ。イバラを乗り越え、光に向って——。

一、大平発言その後

11月2日、本吉会長は外務省北東アジア課を訪れ、韓国被爆者問題担当という衛藤文一郎、六条幸雄両事務官に会った(約四十分間)。

10月8日、本会から田中首相あての韓国被爆者救援要望書を提出したさい、大平外相が発言した「特別立法」について、ただすためである。その場を再現すると——。

衛藤「大臣からその後とくに指示は受けていませんが……。特別立法といっても、外国人被爆者を積極的に救済せねばならないので、こちらが主体的に措置する場合と、もし救済するなら特別立法の形で、という消極的なケースが考えられます。われわれ(事務局)としては後者の意味と解釈しております」

本吉「大臣の発言の様子から考えて、当市民の会としては積極的な姿勢と受取っています。8月末、辛会長が三木副総理に要望書を出したさいにも、副総理のブレンを通じて、積極的に対策を考えたいとの返事を得ています。さらに、厚生省の増岡政務次官は、ソウルの大使館に係官を派遣し、韓国被爆者の実態調査をしたい、と約束している。これらの事実を知っていますね」

衛藤「六条「副総理と辛さんの会見はテレビでも報道されたらしいですな。増岡次官の発言については、厚生省から全く連絡がありません」

役所、そう日本の官庁とは何と冷たいところか、と改めて憤りをおぼえた担当官のことばであった。

一、日本政府の実態調査

12月15日の朝日新聞で読まれた方も多しと思うが、本吉会長が外務省を訪れた約一週間後、外務省は駐ソウルの後宮大使を呼んで韓国被爆者の実態について資料提出を命じた。

これは大平外相の「特別立法」発言、日本と韓国内での世論の高まりを考慮した結果であることは間違いない。実際、外務省北東アジア課は、場合によっては専門担当官を韓国へ派遣することも考えているようである。これらの動きは、たしかに戦後二十七年にして初めて日本政府が韓国人被爆者の責任を認めたとを示している。

しかし、政府のいう「責任」とは、「被爆させた日本国としての責任」ではなく「道義的責任」である点を見誤らないでいただきたい。政府としては「国家責任は日韓条約で清算済み」であることを、繰返し強調している。政府の本心はこういうことである——「朝鮮人被爆者は戦争中の犠牲者だが、現在は韓国との間で戦争中の賠償問題は済んでいる。しかし、みじめな生活をし、医療もほとんどなされていない韓国の被爆者に道義的に責任を感じる。生活のほうは、内政干渉になるので、医療の面でできる範囲のことをしましょう」そこには、及び腰、逃げの姿勢しかない。これでは、日本の朝鮮支配三十六年、そして戦

後二十七年間、踏みにじられ続けた韓国被爆者の心の内はおさまるだろうか。

一、韓国被爆者への補償は可能か

原爆27回忌のとし8月、韓国の被爆者慰霊祭で「日本政府に補償を要求しよう」との決議がなされた。この韓国被爆者の訴えを、日本政府はどう受けとめているのか——。外務省の答は「韓国の被爆者に対する国家補償は、日本人被爆者に補償がなされていないのと同様、いかなる場合でも（補償は）含まれない」。

道は完全に閉ざされているのだろうか。本吉会長は、外務省に行った同じ日に、東京で韓国被爆者救済の市民運動を続けている中島竜美氏と瀬藤多恵子さんに会い、この点について話合った。中島氏は、日本被団協が取組んでいる被爆者援護法（現在ある原爆医療法、特別措置法のワクを脱し、被爆者が生活と医療の両面で完全に救済されることを目指している）の制定に深くかかわっている方である。中島さんはこういう——。「援護法の内容は、外国人被爆者に対して、日本に治療のため渡航した場合被爆者手帳を交付する、というレベルまで盛り込むことができるかもしれない。しかし、日本人及び外国人の被爆者に対する国家補償は、かなりむずかしいのではないか。一方、大平外相のいう

「特別立法」も、どの程度まで外国人を救済できるのか、疑点が多い。この「特別立法」なるものにすべてを期待するのは無理で、立法が実現しても国家補償はすっぱり抜け落ちる可能性が強い」。

むしろ、国家行為としての戦争そして原爆投下、同じく強制連行、植民地化の推進という歴史を解きほぐし、その中に埋め込まれた人間の叫びを復権させるうえで、現国家と法の壁は当然ぶつからざるをえないものである。私たちが真に直視しなければならぬのは、戦後二十七年間、政治の谷間に見捨てられ、病苦と貧困にあえぐ韓国の被爆者の姿である。彼らの「補償を／援護を／」という叫びこそ、私たちはあらゆる行動の原点としなければならぬ。それは、いま日本で公害に、あるいはいわれなき偏見と差別に、住宅難に、物価上昇に苦しむ私たち自身や隣人と同じ根に、ながつているのでないか。法の壁をはねのけ、韓国被爆者への補償をかちとってゆくことを運動の前面に見すえて進むことは、私たちの身の回りの政治や社会を変えてゆく道と実は同じである。

こうした認識をふまえて、中島氏、瀬藤さんと本吉会長の話合いの結果、年が明けたら、東京で「外国人被爆者救済対策協議会」のような会合を開きたいということで意見が一致

した。会合は、市民の会や被団協、平和団体などから代表を出し、韓国被爆者だけでなく外国人被爆者全体の救済について、具体的に話合おうというのである。この点について、本吉会長は11月3日、三木副総理のブレーンといわれる岡野加穂留明治大学教授に会い、協力を求めたところ、同教授は「具体的なことはまだわからない点もあるが、韓国被爆者救援についてできるだけ協力したい」との返事だった。市民運動として、政治解決へいっそうのがんばりが要求される七三年、といえよう。

一、自立した運動こそ

11月9日、辛会長がことし二回目の訪日。19日、本吉会長宅で緊急世話人会を開き、韓国被爆者援護協会の活動や当面の問題点を話合った。辛さんの訴えは「韓国被爆者が力を付け、政府に向ってものをいえる状態になるまで、この市民の会がなんとかバックアップしてほしい」ということだった。

たしかに、運動は精神的にも物質的にもしんどいものである。当会でも、世話人のひとりひとりは会社や学校、あるいは台所で悪戦苦闘、何とかふんばりながら、しかも会合があればかけつけ、知恵をしぼり合っているのが現実である。会員の一人一人も「なんでこの問題やらねばならんのか」と思いつつ、何

かに動かされて続けている方が多いのではない。そこに共通しているのは「自分が立上がり、続けることによって、他の人も気づき、ともに前進できる」という気持、いってみれば、自立した精神によってもたらされる連帯が、この運動を進めているでないだろうか。自立しているから、一本ぴんとスジがはいる。スジを通せば、自立できる。どんな運動組織も自立性を失ったときから墮落が始る、といえないか。ヒモつきの組織、逆にヒモをつけたがる組織。どちらも運動の正体を見失い、気がついたら曲ったレールの上を突っ走っていた、ということになりかねない。(実際、

被爆者不在の平和団体、被爆者を食いものにした慈善運動など、例はごろごろしている)。心すべきは運動組織の自立である。私たち市民の会と韓国の援護協会の間に、今後さまざまなことがあるだろうが、物事の本筋を通し、互いに自立性を失わないことだけはいつも確認し合い、しっかり手をつないで進んでゆきたいものだ。

会計から

会計 関 藤 仁 志

「韓国に原爆被爆者がいるんですって」。「そうなんです。広島、長崎で原爆に逢った生き残りの朝鮮人で、今の韓国に帰っている人が、二万人もいるんです」。

「でも、韓国に帰ってしまったそんな人たちに、日本人がいつまでもそんなに責任を感じる必要なんかないじゃありませんか」。

「いいえ、大ありなんです。日本に当時来ていた朝鮮人は、自分で好きこのんで日本にやって来たのではないのですから。戦争を遂行するために、日本政府は彼らを牛馬のように、思いのままに、徴用や強制連行で日本に連れて来ていたのですよ。……」

「こんなやり取りを、私たちはこの一年間あきずにやって来た。自分たちのことながら、よくもやって来たと思う。」

こんな小さな、人にかえりみられない運動——と私たち自身が思っていた。また、それにしては、「韓国の原爆被害者を救援する市民の会」とは、何となくじみにくい長たらしい名前だろうと、私たち自身が思っていた。その長たらしい名前の会のこと、この頃は時



時ジャーナリズムにも取り上げられるようになった。そして、わが外務省は、かの地に、原爆被害者のために医療センターのようなものを造ろうというような動きをさえ見せているのである。私たちの運動だけで、このような情勢になって来たのだなどと、うぬぼれてはいけないと思う。しかし、少なくとも、そのような理解と関心が、一般市民の中でも、また、政府にまでもわずかでも持たれるようになったことは、何と言ってもよろこばしいと思う。

なお今年度、韓国原爆被害者援護協会へ手渡したお金の主なものは、同協会の運営の補助に用いられた。同協会の自国政府や社会一般に対する働きかけ、また辛会長の特に二度にわたる来日による官民に対する訴えは、まことに熱意あふれるものであるが、私たちの会の趣意書にもある通り、会長はじめ会員自身が被爆者で経済的にも極度に運営に困っており、私たちとしては、まずこの協会を助けることが先決問題であると考えて、このように支出を行なった。このことを、会員の皆さまにも知っていただき、御諒解を得たいと思う。

会計報告 (第1年次)

1971. 12. 25 ~ 1972. 12. 9

(取 入)		
会 費 収 入		3 0 4 0 4 3 2
雑 収 入		1 6 6
(取 入 合 計)		3 0 4 0 5 9 8
(支 出)		
韓国援護協会へ送金	(各支部への連絡費 資料作成費などに充当)	1 3 6 4 7 8 4
経 費	会報印刷費	43 4900
	電話、通信その他	316231
(支 出 合 計)		2 1 1 5 9 1 5
(差 引 残 高)		9 2 4 6 8 3

私もひつじ

私は、大阪被団協と連絡をとりつつ、「被爆者援護法」制定要求運動を続けてきました。「被爆者援護法」というのは、三つの柱、すなわち日本国家が戦争を起こしたということに対する責任追求と、そしてその結果被爆された人達に対する医療面のみならず全生活の保障を日本政府に責任をもって行なわせること、さらに将来において再びこのような悲惨なあやまちは繰り返さないことを日本政府に確約させる、そのような内容を持ったものです。ところで、この運動は、6・9運動として具体的には署名、カンパ活動として行なわれてきたわけですが、この運動を通じて私は素朴な疑問につきあたりました。それは、日本帝国がアジア侵略を強行する過程で、朝鮮人を強制的に日本国内に連れてきて、広島・長崎などで強制労働をさせていたわけですが、その被爆者はどうなったのだろうかということでした。「被爆者援護法」の内容にどうして朝鮮人被爆者問題が欠落しているのだろうかということでした。この問題が私の両肩に重くのしかかってきました。

ある時、一人の在日韓国青年からつぎのような言葉を投げつけられました。

「おれは誰からも愛されたこともないよ。愛したこともないよ。おれの心の中にあるのは、ただ怒りと、憎しみと、恐怖だけだ。親友も欲しいよ、恋人も欲しいよ。けれどもいつかおれをこんな人間にしたのは誰だよ」
たしかに私達の心の奥になお根深く朝鮮人差別が残っています。この差別は、結婚問題や就職問題において最も明確になってきます。朝鮮人被爆者においては、この差別の上に、さらに被爆者差別が加わります。

私達は、このような差別がなお私達の心の中にあることを、はっきりと自覚し、そして私達の責任として韓国人被爆者問題に取り組んでいかなければならないと思いました。
そういうわけで、私は朝鮮人被爆者救援運動団体をさがしました。そこでようやくみつけたのがこの「市民の会」でした。

今後、この会で積極的にやってゆきたいと思えます。なお、私は「被爆者援護法制定要求運動」も統けてゆきたいと思えます。そして日本人被爆者と朝鮮人被爆者とが手を取りあって、おたがいの共通目的である被爆者に対する医療面のみならず全生活の保障を勝ちとって行く運動として、さらには再び戦争を起こさせない「反戦平和」の世論として盛り上げていかなければならないと思えます。

(大阪市立大学 学生 井上 洋)

▽大平発言から三カ月経とうとしている。この発言はいまのところ内容的に不明確な点が多いが、政治解決のきっかけになりうるだろう。七三年はこの会の真価を問われる年になるかもしれない。立法までこぎつけなければならぬし、当然その内容には、在韓被爆者の本当の要求が盛込まれていなければならぬ。

(梅原 孝亮)

会員の声

▽朝日新聞で活動のことを知りました。ぼくは現在学生で、朝鮮語を中心に語学関係の勉強をしておりますが、(韓国、朝鮮民主主義人民共和国ともに朝鮮というしますと)朝鮮に対する日本の民族的責任というものがほとんど果されていないというのを感じます。ぼくに出来る範囲で何か適当な活動があればと常日頃考えていたのですが、そちらの救援活動に参加させていたゞきたいものです。

(東大阪市 O・N)

▽毎年八月になると、特に原爆体験記などを読み、又朝鮮、中国その他のアジアの人々に対して、我々日本人の犯した罪の深さを書物などで知るにつけ、少しでもそれをつぐない、又許さないことを許さないために何かしなけ

れば／＼と思えます。私も教師の一人として少しでも子供たちにそれを伝えようと努力はしているのですが……もつと事実を知って出来ることをせねばと思えます。

(高槻市 A・S)

▽なんといいっても私たち病人のことですから、いかほどのこともさせて頂けませんけれど、集まりました心ばかりを送らせて頂きます。とても大切なお仕事、本当にありがとうございます。これに関するパンフレットのようなものがあれば少しおねがいたします。おくればせながらお友だちに送るうと思えますので……。

(豊中市 Y・U他十六名)

▽この会のことには数カ月前から知らせて頂いたにもかゝらず、何も出来ずに終ってしまうのではないかとしりごみしてしまい、今まで何のお手伝も出来なかつたことを心からおわびいたします。やっと八月二七日の市民の会の席上で心が定まりました。どのようなことでもご用のある時はおしらせ下さい。微力ながら力一ぱいお手伝させて頂きます。

(岸和田市 T・S)

▽鉄橋の下の雑草天に向く
ぜひ会員にして頂きたくお手数ですが案内書を送り下さい。

(東大阪市 Y・T)

「こちら事務局」

自分の仕事の間を縫っての「事務局員」としてのまことに不行届きだった前半に比して、会計の関藤夫人と中学教師の大石信子さんがコンビで協力されるようになった後半は、領収証発行ほか諸種の集金準備などテキパキと処理されるようになり、会のうごきもようやく軌道に乗ってきたところで一年目が過ぎようとしています。

「韓国被爆者救援」という、気の遠くなるような問題の根の深さにたじろぎ、悩み、とぎに焦りさえ感じながら、ともかく一年が過ぎようとして、私の心に一つの方向がようやく見えてきたような気がします。

八月は三木副総理が、十月は大平外相が、政府としては戦後初めて責任のあることを発言していますし、この国のキリスト者歯科連盟も具体的な医療的救援の方向をめざしたうごきが見られますし、韓国ではライオンズクラブが、ソウルに原爆病院を建てることを決議したとのニュースも、つい最近飛んできました。これまで細々ながらつづいてきた個人的な、又は特定のグループでの救援活動が、ようやく社会的政治的立場から取り上げられようとしてきたようです。

歩み出して一年の「市民の会」が、こうした韓日両国のうごきの中で、じっくりと運動の原点を見据えながら、これらの計画が具体的にその実を結ぶにいたるための橋渡し役と

も、根廻し役ともなることが出来れば、会として小さく、やかなものでもその存在意義は決して小さくないと思いたいのです。

事務局へ毎日届けられる振替用紙のお名前を一人々々確かめながら、療養所のベッドの上から、高度成長のかげの職場で黙々と働く群からの熱い祈りのこもった月々の会費送金のありがたさに身のひきしまる思いがします。先口、師走の風の身にしみる街頭で、二日間連続して「韓国被爆者救援」を訴えるプラカードやパネルを掲げた農業高校の教師と生徒が集められた八万余円が送られてきて、大いに励まされました。熱心な会員である先生方の指導で、これに参加して若者たちの心に、韓国被爆者問題が他人事として片付けてはならないこととして植えつけられたという一事

だけでもおろそかには出来ないでしょう。療養所のベッドから訴えつゞけて一万円になれば送金してくる会員もあります。小さくても、こうした一人々々の日常的なうごきの積み重ねが、この会を堅実なものとして前進させ、やがて政治を動かす世界を動かす原動力となることを確認させられてこの一年を終えようとしています。

皆様は力づけられながら、来る年も小さな持場を心して守ってゆきたいとねがいます。
(松井 義子)

マお願い——住所変更される会員のみならず、必ず新しい住所を事務局までご通知下さい。
迷い子の郵便が泣いています。
(大石 信子)

韓国被爆者救援に寄金を！

- ◇ 会費 月額一〇二五〇円（一人でなん口でも入っていただいで結構です。一年分あるいは数カ月分まとめて送金して下さいませ。）
- ◇ 入会 添付の振替用紙で送金していただければ、あなたはもう会員です。グループごとの入会も歓迎します。（一時寄付でもけっこうです）
- 会員には機関紙やパンフレットをお送りします。
- くわしいことは事務局までお問合せ下さい。

被爆者問題は公害や物価と同じ政治の病根です

政府、初調査に乗出す

韓国人
被爆者

まず医療の救済

2万人 貧困・後遺症に悩む

戦争中、敵兵や敵用で強制的に日本へ連行され、広島や長崎で原爆に被爆、いまも後遺症などで苦しんでいる人々を救済できない、と外務省は韓国政府を逼り、被爆者の実態調査を始めた。十四日、韓国原爆被害者援護協会(ソウル市)の辛泳珠会長から韓国の原爆被害者を救済する市民の会(事務局、吹田市桃山台三丁目)の本吉義安会長への連絡でわかったが、日本政府が 공식に外国人被爆者の実態調査に乗出したのは戦後二十七年、初めてだ。

辛会長と外務省北東アジア課の話を比べると、外務省は十一月中旬に駐日韓国大使館を並び韓国外務部と、韓国の被爆者の実態を知る

ために被爆者数の被爆者に対する医療の現状と専門医療機関、医師の数の韓国政府の被爆者援護策の三項目について調査を依頼した。この調査をもとに被爆者へ医療面での対策を打出したい、としているが、具体的には日本の原爆医療の専門医派遣、韓国の医師を日本で研修して治療に役立てるほか医薬品を送ることを検討されている。

韓国の被爆者の実数は韓国政府もつかんでおらず、同援護協会に登録している人は約六千人。しかし、辛会長の話では「シオオも新聞もない被爆者家庭が多く、潜在的な被爆者は相当あり、二万人以上にのぼるといふ。しかも、大半の

被爆者が生活苦で治療を受けられず、さびしく死んでいく人が多い」といふ。

韓国の援護協会の会長は八月来日して日本政府に被爆者に対する被爆者救済など五項目を要求していた。また、辛会長の運動を市民の立場から支援している本吉会長は十月、大平外相に会い韓国人被爆者を救済するために、まず実態調査をやるべきだ、と要求したところ、同外相は「韓国人だけでなく外国人被爆者全体に責任があるので特別立法措置を講じたい」と初めて外国人被爆者に積極的姿勢のあることを明らかにした。

しかし、今回の実態調査について外務省北東アジア課は「韓国人被爆者救済については日韓条約で二億清算済みになっている。ただ、人道的地域から救済してあげないので、まず医療面での救済を考えていくことにした」と話している。